

2020年5月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
新型コロナウイルス対策担当大臣 西村 康稔 殿  
総務大臣 高市 早苗 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 橋本 聖子 殿

### 政府の新型コロナウイルス対策に対する女性たちからの要請(追記)

2020年5月1日、私たちは「政府の新型コロナウイルス対策に対する女性たちからの要請」を政府に送付し、公表しました。そこでは、ひとり親をはじめとする女性の貧困につき、言及しつつ、迅速な対応を希望しています。しかし、ひとり親の女性が現在直面している非常に困難な状況について記述が弱く、また、彼女たちへの緊急対策の要請を明記しませんでした。そのため要請の内容が不十分なものとなっておりますので、以下のとおり、不足していた点を追記いたします。

日本の税・社会保障制度では、「男性稼ぎ主」が他の家族構成員を養い、女性が家庭責任を担うという家族像を前提とする仕組みが、諸外国に増して根強く残っています。この仕組みの延長線上で、特別定額給付金(一人一律10万円)においても、「世帯主」が「受給権者」とされており、先の私たちの要請で改正を求めた点です。

「男性稼ぎ主」を前提とする制度により、ひとり親、共稼ぎ夫婦、単身者には重い税・社会保険料負担を負いながら、給付は乏しいという不利益を被っています。最大の被害者は、ひとり親の女性たちです。

「家にいよう」の掛け声の下で、家庭内の労働負担やDV・児童や少女への虐待は、今後さらに拡大することが懸念されます。女性にとって家が安全な場所であるとは限らないからです。ストレスの増加は暴力のリスクを高め、外出制限のために長時間にわたって被害者は暴力加害者と同じ空間で過ごすこととなります。その一方で、外出や電話によって支援団体に繋がるのが困難な状況に置かれています。女性団体やシェルターなど、困難を抱える女性や少女を支援する団体への助成が一層必要になっています。

シングルマザー当事者団体による最近の会員アンケートの結果によれば、平時でさえ苦しい生活状況にある多くのシングルマザーは、新型コロナウイルスによる影響を受け一層の経済的困難に直面しています(1)。生計の逼迫による生命の危機に瀕している方(2)の存在を念頭においた対応、具体的には、迅速な現金給付が必要です。

政府が緊急対策として児童手当受給の子ども 1 人あたりに1万円を加算したことは評価できますが、金額がそれでは足りないのがひとり親世帯の実情です。そこで私たちは、以下のように追加の要請を行います。

### 追加の要請項目

⑧ひとり親世帯(3)に、地域の休校期間に応じて、臨時給付金として、子ども一人につき1か月あたり3万円を迅速に支給すること(4)。

⑨ひとり親世帯に、住民税・社会保険料(国民健康保険、国民年金を含む)を免除すること(5)。

注1)NPO 法人しんぐるまざーずふぉーらむ「新型コロナウイルスの影響によるひとり親と子どもたちの暮らし 4 月調査」(2020/04/13 暫定版)

<https://www.single-mama.com/topics/covid19-support/>

注2)NHK Web「新型コロナ感染拡大 困窮するシングルマザー」(2020 年 4 月 14 日)

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200414/k10012386671000.html>

注3)家庭責任の担い手たらざるを得ないシングルファーザーもまた、上記のような家族像を前提とした社会のありようによって不利益を被っていることに、配慮する必要がある。

注4)すでに、明石市(兵庫県)、平塚市(神奈川県)、市原市(千葉県)、戸田市(埼玉県)、高松市(香川県)などで支給決定と報じられている。

注5)子どもが二人の場合、ひとり親の税・社会保険料負担は、片稼ぎ夫婦よりも重く、収入が低いほど、その負担率の差は大きい(大沢真理「税・社会保障の純負担を比較ジェンダー分析すると」、『社会政策』9(1)、2017 年)。OECD の相当数の諸国で、低収入のひとり親では、税・社会保障の純負担がマイナス(純給付となる)であるが、日本では重い純負担となる。平均賃金の半額の収入で国際比較すると、日本のひとり親の純負担は、OECD37 か国中で 2 番目に重い。

呼びかけ人(五十音順、4 月 30 日現在)

浅倉むつ子(早稲田大学名誉教授)、大沢真理(東京大学名誉教授)、大脇雅子(弁護士)、戒能民江(お茶の水女子大学名誉教授)、亀永能布子(女性差別撤廃条約実現アクション事務局長)、竹信三恵子(ジャーナリスト、和光大学名誉教授)、角田由紀子(弁護士)、中野麻美(弁護士)、

中村ひろ子(アイ女性会議事務局長)、林陽子(弁護士)、三浦まり(上智大学教授)、皆川満寿美(中央学院大学准教授)、村尾祐美子(東洋大学准教授)、屋嘉比ふみ子(ペイ・エクイティ・コンサルティング・オフィス(PECO)代表)、湯澤直美(立教大学教授)、柚木康子(女性差別撤廃条約実現アクション共同代表)